

元水推第627号
令和元年10月4日

都道府県知事 殿

水産庁長官

令和2年漁期におけるウナギの持続的利用のための資源管理の推進について

ニホンウナギは、その稚魚の採捕量が長期的にみて低水準にあり、平成26年6月には国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストに絶滅危惧IB類（近い将来、野生での絶滅の危険性が高いもの）として掲載されるなど、資源管理の必要性が高まっている。

このような中、関係国及び地域の間で、令和2年漁期（令和元年11月1日から令和2年10月31日まで）におけるニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ（異種うなぎ）の池入量上限を、平成31年漁期と同等とすることが確認された。

我が国においては、平成27年6月、うなぎ養殖業について、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に基づく農林水産大臣の許可を要する指定養殖業に指定したところであり、令和2年漁期の池入数量の制限を当該許可制度によって行うこととしている。

このような状況の下、ニホンウナギ種苗（以下「シラスウナギ」という。）の採捕及びウナギ漁業についても、資源管理の対策を着実に実施する必要がある。

シラスウナギの採捕については、令和2年漁期の池入実績が池入数量の上限（21.7トン）に達した場合に、これを停止する措置を講じることにより、資源管理を着実に実施することが重要である。さらに、採捕数量報告の適正化を図る必要がある。

また、ウナギ漁業については、全国的な取組として産卵に向かう下りウナギの採捕の制限を推進することとし、これまで内水面の漁業者を中心として資源管理を進めてきているところであるが、今後は、海面でウナギを採捕する漁業を含めてウナギを採捕する漁業者の全てが資源管理に関わる体制を作っていく必要がある。

については、各都道府県におかれては、都道府県内の関係者による資源管理対策に係る話し合いと検討を加速するとともに、別紙1及び別紙2の事項について、関係者に対し指導・助言いただきたい。

(別紙 1)

都道府県の漁業調整規則に基づくウナギ種苗（シラスウナギ）の特別採捕許可の運用について

1 シラスウナギ採捕数量報告の適正化について

ウナギの資源管理は、採捕されたシラスウナギが最終的に全てうなぎ養殖業者の養殖池に池入れされることを考慮し、農林水産大臣がうなぎ養殖業の池入数量に上限を定めることにより実施している。都道府県の漁業調整規則に基づくシラスウナギの特別採捕許可（以下「特採」という。）については、この農林水産大臣による池入数量の制限に整合した運用を行う必要がある。

一方、うなぎ養殖業者によるシラスウナギ池入れの報告数量の総計から輸入数量の総計を差し引いて算出した数量と、特採に基づく採捕の報告数量の総計との間に差異が生じており、シラスウナギ採捕量が多い県を対象に聞取りを行った結果、その原因として、特採を受けた採捕者が指定された県内の出荷先以外へ、より高い価格で販売し、その分の報告を行わないケースも少なくないことなどが指摘された。

適切に採捕報告がなされていないシラスウナギが、うなぎ養殖業者に使用される状況は、我が国のうなぎ養殖業への信頼を傷つけることにつながりかねないほか、池入数量の上限が遵守されることによりウナギの資源管理が適切に実施されているにもかかわらず、当該資源管理への不信を招くおそれもあることから、是正する必要がある。ついては、各都道府県におかれては、今年秋からの特採の実施において、シラスウナギの採捕数量報告の適正化の観点から、以下の措置を講じられたい。

- (1) 採捕数量と出荷先ごとの出荷数量についての定期的な報告を採捕者に義務付けること。
- (2) 採捕数量の報告を徹底するため、正しく報告を行わなかった者に対して翌年漁期の許可を行わないことを原則とすること。
- (3) 採捕者数について管理が行き届く範囲内の妥当な人数とすること。
- (4) 都道府県内においてシラスウナギの安定的な採捕が見込まれるにもかかわらず、採捕の上限が当該都道府県下の養殖場の池入れに必要な数量よりも相当程度低く設定されているようなケースは、未報告を発生させる要因にもなることから、シラスウナギの安定的な採捕が見込まれる都道府県においては、採捕数量の上限を当該都道府県下の養殖場のニホンウナギの池入れに必要な数量を満たすものとする。
- (5) 採捕した種苗の出荷先をあらかじめ指定する場合には、当該出荷先に出荷することを遵守させること。
- (6) 許可を受けた採捕者が指定された出荷先以外に、より高い価格で販売し、その分を報告しないケースなどが指摘されていることから、都道府

県において指定された出荷先への販売価格を設定している場合において、その設定価格が、市場価格に比べて低いときには、そのことが未報告を発生させる要因となっていないか再点検し、必要な運用の見直しを行うこと。

なお、その際には、採捕者やうなぎ養殖業者で構成される協議会を設けること等により、関係者間の調整を図ることについても留意されたい。

2 採捕期間について

特採の期間は、原則として、令和元年12月1日から令和2年4月30日までの間で設定することとし、養殖用種苗の需要見込み量を勘案する一方で、ウナギ資源の保護に必要な河川遡上量の確保の観点から、適切な期間を設定されたい。なお、土用丑の日の前後の需要期における養殖ウナギの安定供給のため早期にシラスウナギが必要となる場合には、採捕開始時期を12月1日より前に設定して差し支えないものの、前倒しする期間を上回る特採終了時期の繰上げを行うとともに、漁業調整上の問題を惹起しないよう、隣接する漁場を管轄する関係都道府県と事前に十分調整願いたい。

3 シラスウナギ採捕の停止措置について

特採を都道府県内の養殖用種苗の供給に限定して行う場合には、各都道府県下の養殖場のニホンウナギの池入量がそれぞれの上限に達した場合において、ウナギ稚魚の採捕を停止できるよう措置を講じられたい。

また、我が国においては、同じニホンウナギ資源を利用している関係国及び地域で取り決めた内容に即して、うなぎ養殖業における池入数量の制限を行っているところである。

このため、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が令和2年漁期の池入数量の上限（21.7トン）に達した場合に、水産庁の指示に基づき、シラスウナギの採捕を停止できるよう措置を講じられたい。

なお、当該措置については、特採の制限又は条件により対応されたい。

4 採捕に関する指導・取締りについて

シラスウナギの採捕に関する指導・取締りについては、シラスウナギの不漁、価格高騰等を背景に、無許可でシラスウナギを採捕するいわゆる密漁が後を絶たないため、関係取締機関と緊密な連携を図り、取締りの徹底を期するとともに、シラスウナギの採捕・流通・輸出等について、不透明な部分がないよう十分把握願いたい。

また、密漁対策として、許可を受けた採捕者とそうでない者を区別するための写真付き証明書の発行や、現場で確認できるワッペンや帽子等の着用の義務化などの措置を検討されたい。

なお、一尾13グラム以下のシラスウナギについては、輸出貿易管理令（昭

和24年政令第378号)に基づき、毎年12月1日から翌年の4月30日までの間輸出できないので、十分留意願いたい。

5 知事許可漁業への移行について

シラスウナギの採捕については、現在、特採により運用されているが、シラスウナギの組織的な密漁を防止する観点から、営利の目的をもって毎年行われている実態にあるシラスウナギの採捕については、昨年成立した漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行に伴う漁業調整規則改正にあわせて、都道府県知事の許可漁業（以下「知事許可漁業」という。）に移行し、罰則の強化を図ることを積極的に検討されたい。

この場合、漁業の許可は、実際に漁業を営まない者や任意団体へ許可をすることはできないため、速やかにシラスウナギの採捕を知事許可漁業へ移行可能となるよう、現在行っている特採の運用方法についても見直しを行うよう検討されたい。

(別紙2)

ウナギの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行について

1 産卵に向かうウナギの漁獲抑制

産卵のため河川から海に下るウナギの保護については、地域ごとの話し合いを進めていただいた結果、内水面漁場管理委員会指示や海区漁業調整委員会指示による禁漁期間の設定、漁業者の自主的措置による禁漁期間の設定や再放流等の取組が各地で実施されているものの、まだ一部の地域にとどまっており十分とはいえない。昨年、全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会が連携して、全国の内水面において下りウナギの保護に取り組む方針を共同決議したところであり、下りウナギの保護が確実に全都道府県で実施されるよう、未実施の都道府県におかれては、都道府県内における関係者による話し合いを更に促進するようお願いする。

2 海面におけるウナギの漁獲抑制

ウナギは内水面のみならず沿岸域にも生息しており、海面においてもその採捕が行われている。ウナギの持続的利用のための資源管理においては、内水面のみならず海面を含めてウナギを採捕する漁業者の全てが一定の役割を果たしていくことが必要である。ついては、近年、内水面においてウナギの資源管理の取組を強化してきていることを踏まえて、海面においても、まずは内水面における下りウナギの保護の効果を損なわないようにするため、再放流等による下りウナギの保護や、下りウナギを対象とした漁業の自粛など資源管理の強化に向けて、関係者による話し合いを促進するようお願いする。

3 第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖について

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号）第127条の規定により増殖を行う必要があり、ウナギを漁業権対象魚種としている漁業権者の多くは、これまで養鰻業者等からウナギを調達してこれを放流することでこの増殖義務を果たしている。

一方で、近年のニホンウナギの稚魚の不漁に伴い、池入種苗の不足を補うため、東南アジアに生息するビカーラ種やアメリカに生息するロストラータ種等、ニホンウナギ以外のウナギ（以下「異種ウナギ」という。）の稚魚を輸入して養殖する動きが見られており、増殖義務を果たすためにこれら異種ウナギを調

達・放流する可能性が生じている。しかしながら、これまでニホンウナギを対象魚種としている漁業権については、異種ウナギを放流しても増殖義務を果たしていると言えず、またこのような異種ウナギが放流された場合、寄生虫や病原菌が持ち込まれたり、生息場所や餌の競合からニホンウナギの生息が脅かされたりする危険性がある。

このため、各漁業権者が放流によって増殖義務を果たすために養鰻業者等からウナギを調達する際には、異種ウナギが混入していないことを十分に確認し、異種ウナギが放流されることのないよう、関係者への指導をお願いする。

なお、ニホンウナギの漁獲量が長期的に低水準にあることを踏まえ、例えば、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲上げ放流や汲下ろし放流、人工芝マットや石倉を利用した簡易魚道の設置を行う等、従来の手法に囚われることなく、これまで以上に増殖行為の多様化・効率化に取り組まれるよう、漁業権者を指導・助言いただきたい。

(参 考)

産卵のため河川から海に下るウナギの保護に取り組む都道府県

【委員会指示によるウナギ採捕禁止】

鹿児島県	:10月～2月(内水面・海面)
宮崎県	:10月～3月(内水面)
熊本県	:10月～3月(内水面・海面)
高知県	:10月～3月(内水面・海面)
青森県	:10月～5月(内水面)
愛媛県	:10月～3月(内水面・海面)
徳島県	:11月～3月(内水面・海面)
静岡県	:10月～2月(内水面)
広島県	:1月～3月(内水面)
岐阜県	:10月～3月(内水面)

【原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等】

- ・福島県 阿武隈川
- ・茨城県 利根川
- ・千葉県 利根川

- :ウナギの採捕禁止又は自粛等に取り組むこととなった県
- :原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等



【自主的な取組】

- 愛知県:下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。
- 福岡県:下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。
- 東京都:下りウナギの再放流を実施。
- 三重県:下りウナギの再放流を実施。
- 奈良県:下りウナギの漁獲を自粛。
- 佐賀県:下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。
- 大分県:下りウナギの漁獲を自粛。
- 山口県:下りウナギの漁獲を自粛。